

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会（全国大会に通じる部門）実施規定

（総 則）

第1条 このコンクールは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて全日本吹奏楽コンクール四国支部大会の徳島県予選も兼ねるものとする。

第2条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年7月下旬、もしくは8月上旬に実施する。

第3条 実施会場は、その年ごとに徳島県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクール実施規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

（実施部門および参加人数）

第5条 参加部門は次のとおりにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

(1) 中学校A部門 (2) 高等学校A部門 (3) 大学部門 (4) 職場・一般部門

第6条 各部門の参加人数は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| (1) 中学校A部門 | …………… | 50名以内 | (2) 高等学校A部門 | …………… | 55名以内 |
| (3) 大学部門 | …………… | 55名以内 | (4) 職場・一般部門 | …………… | 65名以内 |
- 2 このコンクールは、上記の参加人数を超えて出場することはできない。また、申込後の人数の変更はできない。
3 指揮者はこの人員に含まれない。

（資格）

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 中学校A部門

構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(2) 高等学校A部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(3) 大学の部

構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(4) 職場・一般部門

団体構成メンバーは次の8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

2 課題曲と自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。尚、楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

2 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第10条 参加団体の資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

（課題曲・自由曲および演奏曲）

第11条 出場団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

第12条 課題曲はスコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

※編成人数に満たない場合(課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態)は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。

第13条 課題曲・自由曲は、その年度毎の全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

第14条 課題曲は、その年度毎に全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

（演奏時間）

第16条 演奏時間は次のとおりとする。

(1) 課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。

(2) 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第17条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第18条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の代表者打合せ(抽選会)において決定する。

(審査および表彰)

- 第19条 このコンクールの審査員は事務局長・第一事業部長より候補者（県外の専門家）を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。
- 2 審査員の数は一原則として5名とする。
- 3 審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール徳島県大会審査内規による。

- 第20条 表彰は各部門ごとに次のとおりとする。
- 金賞・銀賞・銅賞とする。

(全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への選出)

- 第21条 四国支部大会への県代表団体数は、次のとおりとする。ただし、同一校からの四国支部大会への推薦はA B 両部門合わせて1団体までとする。また、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。
- (1) 中学校A部門 …………… 4団体
- (2) 高等学校A部門 …………… 3団体
- (3) 大学部門 …………… 1団体
- (4) 職場・一般部門 …………… 1団体
- ただし、職場・一般部門は出場団体数が4を越えた場合、2団体推薦することができる。

- 第22条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への徳島県選出は次のとおりとする。
- (1) 理事長は演奏審査の結果、中学校A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門について、金賞の上位団体より代表権を与える。
- (2) 中学校A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門における代表数は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定による。

- 第23条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

- 第24条 各部門の出場団体は参加分担、出演一団体につき36,000円を負担することとする。

(その他)

- 第25条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。
- 大会長……………理事長
- 副大会長……………朝日新聞社
- 運営委員長……………事務局長
- 実行委員長……………第一事業部長
- 実行委員……………第一事業部運営委員、出演団体代表者

- 第26条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会役員は、その年度毎に代表者打合会（抽選会）で決定し、理事長が委嘱する。

- 第27条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

- 第28条 このコンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。
- (1) 参加分担金 …… 参加団体より
- (2) その他 …… 広告料、撮影、録画、録音権料など

- 第29条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為（写真撮影、録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

- 第30条 コンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

- 第31条 出場の申込をした団体の代表者（代理を認める、ただし成人に限る）は、実行委員会の定める代表者打合会（抽選会）に出席しなければならない。

- 第32条 その他全日本吹奏楽コンクール徳島県大会開催上の細目については実行委員会において定める。

- 第33条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

昭和62年6月21日	改定
平成3年5月17日	改定
平成7年4月23日	改定
平成8年4月21日	改定
平成13年4月22日	全面改定
平成15年4月20日	第6条の(5)を改定
平成21年4月19日	第5・6・20・21条を改定
平成25年4月20日	第9・11条改定、第11条追加、第34条削除
平成27年4月29日	第21条の(5)を追加
平成29年4月22日	第24条改定